

福島市告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により認可した上条町会(平成18年4月18日告示第77号)から、同条第11項の規定による届出(告示された事項に変更があった旨の届出)があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月3日

福島市長 馬場 雄基

1 主たる事務所の所在地

福島市岡部字上条98番地の2